

児童養護施設 業界用語集

113

令和7年8月23日

ゆりかご園 *k Ver*

目次

愛着	1	ケースワーカー	4	小規模グループケア	9	パーマネンシー	14
あすなろサポート ステーション	1	高機能化・及び多機能化 機能転換、小規模かつ 地域分散化	5	職員会議	9	非常勤職員	14
アタッチメント	1	合同カンファ	5	職員研修会	9	被措置児童等虐待	14
アドボケイト	1	心通い合う支援検討 会議	5	自立サポート員会	9	評価・編集委員会	14
アドミッションケア	1	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	5	自立支援計画票	9	評議員	14
アフターケア	1	子どもの権利 (4本柱)	5	自立支援担当職員	9	プレイセラピー	14
安全安心取組委員会	1	5 県市	5	親権 共同親権	10	フレンドホーム (神奈川県三日里親)	14
医学診断	1	ころから委員会	6	神児研	10	プロジェクト	14
意見表明等支援事業	2	最善の利益	6	新版 K 式	10	保育士	14
一時保護	2	里親	6	心理診断	10	放課後児童クラブ	15
医療相談 (Dr 診)	2	里親支援センター	6	心理治療施設	10	防犯防災委員会	15
インケア	2	里親支援専門相談員	6	心理療法担当職員	11	ホスピタリズム	15
援助方針会議	2	里親センターひこばえ	6	鈴木ビネー検査	11	ホーム会議	15
エンパワメント	2	児童記録表	6	スーパーバイズ	11	マネジメント	15
親子支援チーム	2	児童指導員	6	精神保健手帳	11	無外 (無断外出)	15
カウンセリング	2	児童相談所	6	西湘なでしこ会	11	めだかサロン	15
各種行事・研修委員会	3	児童福祉司	7	措置 (入所措置)	11	夜間指導員	15
家族再統合	3	児童心理司	7	措置延長	11	ゆり庵	15
家族再構築	3	社会診断	7	措置停止	12	ゆりんこ	16
家庭支援専門相談員 (FSW)	3	社会福祉法人	7	措置費	12	ゆりかご園中長期計画	16
家庭養育支援センター	3	実父母	7	担当者	12	養育ブック	16
神奈川県社会的養育 推進計画	3	児童会	7	地域小規模児童 養護施設	12	養父母	16
監査	3	児童虐待	7	調整会議	12	要保護対策地域協議会	16
監事	3	児童虐待の防止等 に関する法律	8	通所	12	理事	16
カンファレンス	4	児童自立支援施設	8	東海大学 ウエルフェア	12	リービングケア	16
虐待後遺症	4	児童自立生活支援事業	8	トラウマ	12	療育手帳	16
グループホーム (GH)	4	児童福祉法	8	トラウマイン フォームドケア	12	レスパイトケア (英字)	16
経営戦略会議	4	児童養護施設	8	28 条 (児童福祉法)	13	A Q	17
継父母	4	受診券	9	乳児院	13	C B C L	17
健康管理・食育委員会	4	小規模ケア連絡会	9	バイアス (がかかる)	13	F C P	17
県所管	4	常勤 (職員)	9	パターンリズム	13	I Q	17
検討部会	4			発達検査	13	O J T	17
ケース会議	4			発達障害	13	S V	18
				早おひる	14	(スーパーバイザー)	
						WISK 検査	18

※ この項目は、園長が独自に設定と一部編集したものであり、すべてを網羅しているわけではありません。

用語	説明
愛着	一般的に、愛着（あいちゃく）は慣れ親しんだ物事に深く心を引かれ、離れがたく感じる事と言われるが、特定の人との間に形成される情緒的な絆のことで、特に母親との愛着がその後の発達に大きな影響を与えると考えられている。社会的養護の業界では、アタッチメントという表現で用いられることが多い。 愛着障害は、養育者から守られる、共感的な受けとめなどの体験が不足し、虐待的養育環境によって生じることも指摘されている。愛着形成がうまくいかなかった場合、愛着障害という状態になることがあり、他者との関係を築くことが難しくなったり、情緒が不安定になったりするなどの問題を引き起こす可能性がある。
あすなろサポートステーション	児童養護施設や里親家庭などを巣立った若者たちが地域で自立生活を送っていくためのサポートをする事業。所在地は、藤沢市辻堂。
アタッチメント	アタッチメント理論は、Bowlby, J.が提唱した概念 「危機に直面したり、恐れや不安の情動が強く喚起されたときに、特定の対象に接近して、安心感を回復・維持しようとする行動」のことをアタッチメント行動と名づけた。アタッチメント理論とは、子どもが不安になったときに、自ら養育者（安全基地）に近づき、養育者によって不安が和らげられると、子どもは再び探索に向かうという流れ全体を指す理論とされている。
アドボケイト	子どもの意見を聴き、それを周囲の大人に伝えたり、子どもが自分で意見を表明できるように支援したりすること。
アドミッションケア	児童養護施設に入所する前の準備として行われるケアのこと。施設入所前に施設見学や体験入所などを実施し、子どもたちの不安を軽減し、入所後の生活にスムーズに移行できるよう支援を行うこと。
アフターケア	児童養護施設や里親などで社会的養護を受け、退所（又は家庭復帰）した子どもや若者への継続的な支援のこと。主に退所後の生活を安定させ、自立に向けたサポートを行うこと。
安全安心取組委員会 （ゆりかご園）	ゆりかご園内の委員会で、子どもと職員が安全・安心に日々の生活を送ることができるよう、各ホームが、定期的（原則として毎月）に子どもから安全安心に関することを聴き取った内容を共有するとともに、解決に向けた協議を行う委員会。
医学診断	児童相談所の医師が行う。心身の状態を医学的な面から詳細に捉えることで虐待の判断に寄与できる。しかし、虐待に関する医学的診断には高度の技術や検査が必要とされることが多く、児童相談所だけで診断が困難なときは、専門性の高い医療機関との連携が必要とされている。

意見表明等支援事業	社会的養護下にある子どもたちが、自身の意見や意向を形成し、それを周囲に表明できるよう支援する事業。具体的には、児童相談所（一時保護所）や児童養護施設などで、子どもたちの意見や意向を聴取し、それを関係機関に伝える役割を担う「意見表明等支援員」が活動する。この事業は、子どもの権利に関する条約第12条や児童福祉法に基づいて実施され、子どもの意見表明権を保障することを目的としている。
一時保護	一時保護とは、親の急病や虐待などにより家庭で暮らすことができなくなった子どもたちを、緊急的に引き受ける措置をいう。この場合、児童相談所などに併設されている一時保護所に保護されることが一般的だが、一時保護所の空き状況や、保護した子どもの事情によっては、児童養護施設や乳児院、里親などに一時委託する。また、病院に一時保護を委託する場合がある。一時保護の期間は、目的を達成する必要最小限の期間とされており、原則として2か月を超えてはならないとされている。
医療相談（Dr 診）	児童相談所は、児童福祉法に基づいて、18歳未満の子どもとその家庭から医療に関する相談も受け付けている。（発達障害、言語発達障害、知的障害、自閉症など） 施設入所中の子どもの行動が落ち着かず、医学的な助言を受けたいときなどは、児童相談所に相談して医療相談（Dr 診）につなげることがある。
インケア	施設に入所した子どもたちの日々の生活を支えることをインケアという。児童養護施設職員の主な仕事であり、子どもたちの心身が健やかに成長できるように様々な支援を行っている。
援助方針会議	児童相談所が相談援助活動を行うこととしたすべての事例の援助について検討を行う会議。援助中の事例の終結、変更（措置の解除、停止、変更、在所期間の延長、援助指針の変更等も含む）についても検討を行う。
エンパワメント	個人やグループが持つ本来の力を引き出し、主体的に行動できるように支援すること。
親子支援チーム	神奈川県所管の児童相談所に配置されている。児童福祉司と児童心理司のチーム。個別ケースを担当する児童福祉司をフォローして施設や里親委託中の子ども、困難ケースの家族再統合のプログラム作成やプログラムの実施を行う。合同ミーティング（子ども、保護者、施設職員、里親、児童福祉司等と同席した話し合い）の運営等も行っている場合がある。
カウンセリング	相談者が抱える悩みや問題を解決に導くためのサポートをすること。具体的には、自己理解を深め、ストレスを軽減し、問題解決能力を高めることを目指している。また、精神的な不調を抱える人が、症状の緩和や回復を促すためのサポートも含まれる。

各種行事・研修委員会 (ゆりかご園)	ゆりかご園内の委員会で、年間事業計画に予定されている行事の企画・準備・実施に関すること、年間研修計画の作成に関すること、職員の研修ニーズの調査把握に関すること、研修の企画・準備運営に関することを主な役割としている。
家族再統合	様々な理由で親子が一時的に離れて暮らしていた状況から、再び一緒に生活できるように支援する取り組み。これは、児童虐待やその他の問題で親子が分離した場合に、子どもが安心して家庭で生活できるように、関係機関が協力して行う支援を指す。再統合は必ずしも同居を意味するものではなく、親子がそれぞれの状況に合わせて、より良い関係を築くことを目指している。
家族再構築	家族再統合と同様に、親子関係の修復や再構築を目指す支援のことを言う。
家庭支援専門相談員 (FSW)	児童養護施設や乳児院などに配置され、児童の家庭復帰や里親委託を支援する専門職。児童相談所と連携し、保護者への相談援助や、里親支援、地域の子育て家庭への相談援助など、幅広い業務を行っている。
家庭養育支援センター	フォスタリング機関として、里親家庭に対して、相談事業・家庭訪問事業・里親会活動推進事業・制度啓発事業・研修事業を行っている。 神奈川県が所管する6か所の児童相談所管内に1か所ずつ委託しており、ゆりかご園も受託している。
神奈川県社会的養育推進計画	県では、保護者の適切な養育が受けられず、家庭を離れて暮らす必要のある子どもたちの里親等への委託の推進や、児童養護施設や乳児院の小規模化・地域分散化等の家庭的養護を推進するため、平成27年3月に「神奈川県家庭的養護推進計画」を策定した。令和2年度から令和6年度までを前期、令和7年度から令和11年度までを後期とし、前期末に進捗状況を検証のうえ、後期計画の見直しが行われた。
監査	組織の財務状況や業務活動が、法令や規定に則って適切に行われているかを検証・評価する活動のこと。具体的には会計処理、業務遂行、内部統制などが、定められた基準に適合しているかを、第三者機関や専門家がチェックする。ゆりかご園では、監事による監査、小田原市による法人監査(社会福祉法人の運営)、県による指導監査(施設運営)を受けている。
監事	法人の役員の一員として、理事の職務の執行を監査して、監査報告を作成するとともに、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、法人の業務や財産の状況を調査する権限があり、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っている。ゆりかご園では、鈴木弁護士と鍵和田税理士が監事に就任している。

カンファレンス (カンファ)	一般的に「会議」や「協議会」を意味する言葉で、特に大規模な会議を指すことが多い。ゆりかご園では、内部のケース協議や児童相談所や学校とケース協議を行うときにこの表現を用いることが多い。
虐待後遺症	虐待のストレスによって、認知機能の発達が阻害され、知的障害・学習障害のような様相を示していくことがある。また、記憶や情動を適切に制御する力が損なわれ、落ち着きのなさや多動傾向・衝動的な傾向を示したり、フラッシュバックや夜驚、ぼんやりしたり記憶が欠落するといったような解離症状を示すこともある。
グループホーム (GH)	一般的には、障害者や高齢者が専門スタッフのサポートを受けながら、少人数で共同生活を送る施設をいう。家庭的な環境で、入居者それぞれの能力を活かし、自立した生活を送れるように支援することを目的としている。ゆりかご園においては、小規模児童養護施設（ようらん・かえで）をグループホームと呼んでいる。
経営戦略会議 (ゆりかご園)	ゆりかご園中長期計画に定める三大プロジェクトの検討を行い、事業計画を立案する役割を担っている。
継父母	血のつながりのない親のこと。具体的には、父の再婚相手である継母（ままはは）や、母の再婚相手である継父（ままちち）を指す。また、養父母とは異なり、継父母は法律上の親子関係はない。
健康管理・食育委員会 (ゆりかご園)	ゆりかご園の委員会で、子ども、職員が健康習慣を身につけられるよう専門的な支援を行い、また、感染症等を防止するため、健康で安全な職場環境を目指すとともに、食事等を通して健やかな成長を図るために設置された。
県所管	神奈川県所管の略、政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）、児童相談所設置市（横須賀市）を除く。
検討部会 (ゆりかご園)	経営戦略会議の下に設置され、中長期計画に示された三大プロジェクトをはじめとする諸計画について、検討・報告を担っている。
ケース会議	個別ケースに対して関係者が情報を共有し、多角的な視点から支援を検討することで、より効果的な支援につなげることを目的としている。
ケースワーカー (CW) ソーシャルワーカー (SW)	ケースワーカーとは、生活に困窮している人や、様々な問題を抱えている人の相談を受け、適切な支援を行う公務員のことを指すことが多い。具体的には、福祉事務所や児童相談所などで、生活保護や児童福祉などの社会福祉制度に関する相談や支援を行っている。 ケースワーカーとソーシャルワーカーとの違いは、一般的に市役所などに置かれる福祉事務所や、都道府県などに置かれる児童相談所で、さまざまな相談や支援をおこなう職員のことを「ケースワーカー」と呼び、病院や福祉施設などで、生活全般のサポートや入院費の相談などをおこなう職員のことを「ソーシャルワーカー」と呼ぶことが多い。

高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化	国が各都道府県が作成する社会的養育推進計画において、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進めるうえで取り組みの方向性を示したもの。 【施設養育の高機能化の方向性】 家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯により家庭的な生活をするに拒否的になっている子どもに対して、早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、さらに専門性の高い施設養育を行うこと。そのための<u>専門性のある職員の配置及び小規模かつ地域分散化を推進すること。</u> 【多機能化・機能転換の方向性】 さらに専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。 ・ 具体的には、地域の実情等に応じ、以下に取り組むこと。 ① 一時保護委託の受入体制の整備 ② 養子縁組支援やフォスタリング機関（里親養育包括支援機関）の受託をはじめとする里親支援機能の強化 ③ 市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化
合同カンファ (カンファレンス)	原則として、子ども・保護者・施設・児童相談所等が参加して行う家族再統合のカンファレンス（学校や市役所などが加わる場合がある）
心かよい合う支援検討会 議 (ゆりかご園)	ゆりかご園が、神奈川県から令和2年11月18日付けで、「施設運営及び子どもの支援の改善について」（通知）を受け、その改善を行うために設置された会議 （改善を要すると認められた事項） 入所児童や職員の意見が反映される、参加型の会議運営 職員間のコミュニケーションの確保等風通しの良い組織づくり 職員の支援技術の向上と人材育成の理念、方法の明確化 子どもの支援における組織的対応の強化と責任の明確化 （令和4年6月30日付けで改善が認められた通知を受理している）
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病、仕事等の理由により、子どもの養育が一時的にできなくなった場合等に児童養護施設等において一定期間、子どもを預かる事業。 「短期入所生活援助(ショートステイ)事業」と「夜間養護等(トワイライトステイ)事業」の2種類がある。
子どもの権利（4本柱）	子どもが生まれながらにして持つ、人間として尊重されるための権利のこと、具体的には、生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利が4本柱とされている。
5 県市	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市

	神奈川県では、県・政令指定都市、中核市が一体となって事業や連携を行っていることから、このように読んでいる。
ころから委員会 (ゆりかご園)	子ども一人ひとりが心と身体の健康や成長について考えられるよう支援することを目的とする「ゆりかご園性教育（ころから）委員会」のこと
最善の利益	子どもに関わることを決定する際に、その子どもにとって最も良いこと、つまり子どもの福祉や成長にとって最も有益なことを優先的に考慮することを意味する。これは、子どもの権利条約の基本原則の一つであり、子どもの幸福を最優先に考えることを言う。
里親	様々な事情により家庭で生活できない子どもを、一定期間家庭環境で養育する人のこと。児童福祉法に基づき、都道府県知事が認定した人が里親として登録される。 里親制度は、子どもが健やかに成長するために、安定した家庭環境の中で、保護者の愛情のもとで育てられることが重要であるという考えに基づいている。
里親支援センター	里親制度の普及啓発や里親からの相談に応じた助言、研修などを行う児童福祉施設のこと。里親家庭を支援し、子どものたちが心身ともに健やかに育成されることを目的としている。主な役割は、里親制度の普及啓発・相談支援。研修の実施、里親家庭への訪問支援・関係機関との連携。
里親支援専門相談員	里親支援ソーシャルワーカーとも呼ばれ、児童相談所の職員や地域の里親会と連携して、里親の開拓や里親に対する研修、里親家庭の相談対応など、里親を支援し施設と里親をつなぐ役割を果たしている。
里親センターひこばえ	里親制度の「普及啓発」「里親支援」「委託推進」の3つを中心に活動し、全県的な里親支援機関の統括的役割を担い、総合的かつ広域的な調整を行う支援拠点となる「里親センター」を設置し、里親に対する相談支援や研修事業などを実施する。
児童記録表	児童相談所が作成する。子どもについての調査や援助方針（生育歴・家庭環境・地域の状況・心理診断・行動診断・社会診断）が記されている。児童福祉施設への入所措置や里親への委託措置がとられた場合には、自立支援計画の策定の際に活用するなど支援上重要な資料となる。 児童記録表の一枚目にある、氏名、年齢、住所、相談主訴や家族構成など基本情報をまとめた書類をフェイスシートともいう。
児童指導員	保育士とともに、保護者に代わって子ども達の養育を中心となって担う養育の専門職。最も近い立場から子どもたちの日常生活をサポートし、保育士と協力して子どもたちの最善の利益の実現をはかっている。
児童相談所	18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に対応し、子どもの福祉を増進するための専門機関。児童虐待、発達の遅れ、しつけ、非行など、様々な問題を抱える子どもや家族をサポートしている。

	児童相談所は、主に4つの機能（相談機能、一時保護機能、措置機能、市町村援助機能）を担っている。
児童福祉司	児童相談所に勤務し、子どもや保護者からの相談に応じ、専門的な知識や技術に基づいて、必要な指導や支援を行う専門職のこと。具体的には、子どもの福祉に関する相談業務活動として、調査や社会的診断を行い、関係機関（施設や学校等）と連携しながら、子どもとその家族をサポートしている。
児童心理司	児童相談所で、子どもの心理的な問題を専門的に診断・支援する専門職。具体的には、子どもや保護者からの相談に応じ、心理検査や面接を通じて子どもの状況を把握し、心理療法やカウンセリングなどの支援を行っている。
社会診断	子どもや保護者を取り巻く調査結果を踏まえ、主訴や問題となっている行動、家庭や養育の状況、問題の背景、原因、それらを踏まえた支援方針が記されている。 神奈川県では、各種調査や心理診断、医学診断、行動診断などを踏まえ、総合的に評価したものを社会診断としている。
社会福祉法人	社会福祉法に基づいて設立される民間の非営利法人、社会や地域に貢献する役割があり、高齢者や子ども、障害のある人の他、自然災害によって被災した人などを支援する事業を行っている。株式会社といった一般企業とは異なり、公共性のある社会福祉法人には税制上の優遇措置があり、利用できる補助金の種類も多くある。
実父母	生みの親である父と母のこと。血縁関係があり、法律上の親権を持つ親を指す。
児童会 (ゆりかご園)	ゆりかご園に入所している子どもが、お互いを尊重して、安全・安心に生活できるよう、子どもが職員と話し合う場として、各ホーム（れんげホームを除く）に児童会を設置している。 内容は、園に対する意見・要望・苦情、ホームのルールや約束事、行事や予定、その他、子ども同士による自由な意見交換。 構成は、ホームの子ども、職員、その他、必要に応じて専門職員。 毎月1回開催している。
児童家庭支援センター	子どもと家庭に関する様々な相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設のこと。児童相談所や市町村、他の関係機関と連携しながら、地域に密着した支援を行っている。 子育ての悩み、虐待、非行、不登校など、子どもや家庭に関する様々な相談を受け付け、専門的な知識や技術を用いて助言や指導を行っている。
児童虐待	児童虐待の防止等に関する法律に「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」の4種別が示されている。

児童虐待の防止等に関する法律	児童虐待を防止し、被害を受けた児童を保護・支援するための法律。児童虐待の禁止、国や地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護や自立支援などを定めている。一般的に児童虐待防止法と言われている。
児童自立支援施設	不良行為をした、又はそのおそれのある児童及び家庭環境などの理由により生活指導などを要する児童が入所、または保護者のもとから通い、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行ってその自立を支援する施設。かつては「教護院」と呼ばれていたが、1998年に施設種別名が変更された。 具体的には、窃盗や浮浪、性的悪戯、傷害、恐喝、暴力、乱暴、反抗、怠学など反倫理的、または反社会的な不良行為、もしくはそのような不良行為のおそれのある児童などに対し、適切な生活と教育の環境を与え、その行動を改善するため、児童自立支援専門員や児童生活支援員による生活指導、教諭による学校教育を中心に自立支援を行っている（施設敷地内に学校が併設されている）。 ただし、この施設は非行児童の心理的な矯正や懲罰を科すところではなく、あくまでも家庭的な小さな集団のなかで情緒の安定を図る一方、生活や学習への積極性を育み、職業生活への関心を高めることにより児童の社会的な自立を助長するところに目的がある。
児童自立生活支援事業	義務教育を終了後、児童養護施設や里親の元を離れる児童が 社会的自立を果たすための支援を目的とする事業。対象者は、進学した者、就職した者で社会的自立を果たすために、しばらくの間支援を要する者に対して行う事業である。 児童養護施設が、実施する場合はⅡ型に類型される Ⅰ型 自立援助ホーム Ⅱ型 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設 Ⅲ型 里親、ファミリーホーム
児童福祉法	児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。 関連相談機関の1つである児童相談所（第12条）や被害者を居住させ保護する施設の1つとして考えられている母子生活支援施設（第38条）についても規定されている。
児童養護施設	保護者のいない児童や、虐待されている児童など、家庭環境で適切な養育を受けられない子どもたちが生活する場所。児童福祉法に基づいて設置され、子どもたちの養護と自立を支援することを目的としている。

受診券	児童相談所が発行する。施設入所児童、里親委託児童、一時保護児童等が、医療機関へ受診した時に生じる自己負担額を措置費（児童福祉法）で負担するために必要な書類。 受診時に、医療機関へ保険証と受診券を提出する。
小規模ケア連絡会 （ゆりかご園）	隔月でホームごとに個別児童のケース検討を行っている。ホーム職員の他、園長、副園長、家庭支援専門相談員、自立支援担当専門職員、心理担当職員、里親支援担当職員も参加する。
常勤（職員）	常勤とは、一般的に、就業規則で定められた所定労働時間（例えば週 40 時間）をフルタイムで勤務する従業員を指す。正社員だけでなく、パートタイマーでも、所定労働時間通りに勤務していれば、常勤として扱われる場合がある。 施設では常勤職員の勤務時間を基準に、非常勤職員の勤務時間を換算して、人員配置の基準を満たしているかを計算している。
小規模グループケア	社会的養護が必要な子どもを、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化(小規模グループケア)やグループホーム化などを推進している。 ゆりかご園は各ホーム定員 6 人の小グループケア体制を実施している。
職員会議 職員研修会 （ゆりかご園）	職員会議は、毎月 1 回全職員が集り、全体周知、各ホームの状況、各委員会からの報告、グループ討議などを行っている。 研修会は、専門知識の学習、子ども支援のスキルアップ、職員のコミュニケーション能力を高める研修、社会人としての一般常識を高める研修を行っている。
自立サポート委員会 （ゆりかご園）	子どもの社会的な自立に向けて基礎的な能力及び態度を育て、就労及び自立を図るための支援体制等に係る具体的事項について検討調整し、事業を円滑に実施することを目的とする委員会。
自立支援計画票	社会的養護施設に入所する子どもたち一人ひとりのニーズや年齢、成長に合わせて作成される支援目標をまとめたもの。施設入所時に児童相談所が作成する社会診断を基に作成され、アセスメントや実際の支援の指針とされている。計画は毎年度当初に作成し年度末にまとめ（評価）を作成する。 当園の自立支援計画票は、小規模ケア連絡会（ケース会議）で活用し、強みを伸ばす取り組み、課題への取り組み等が記載されている。
自立支援担当職員	就職支援・進学支援・職業指導・就労支援等に関する社会資源との連携・他施設や関係機関との連携などの就職及び自立に関する支援や、退所後のアフターケアを行い、子どもたちの退所前後の自立に向けた支援の充実を図る専門職のこと。

親権 共同親権	【親権】 未成年者の子の利益のために、監護、教育、財産管理を行う権利と義務のことを言う。父母が婚姻中の場合は、両方が親権を共同で行使するが、離婚の場合は、片方が親権者として親権を行使することになる。 【共同親権】 共同親権では、親権行使の範囲を明確にすることで離婚後の父子・母子の良好な関係を維持し、子どもの利益を最大限に図ることを目指している。(令和6年5月成立・公布から2年以内に施行予定)
神児研	神奈川県児童福祉施設職員研究会の略称 職員の専門性の向上と施設間の強いチームワークが悩みや解決の糸口になるよう研修などに参加し、一致団結して児童処遇の向上を目指している。神奈川県の児童福祉施設（児童養護施設。児童自立支援施設・児童心理治療施設・乳児院）の職員約1500人が会員となっている。
新版 K 式 developmental test:	発達検査 0歳から成人までを対象とし、認知・運動・社会性など幅広い領域の評価を行う。
心理診断	児童相談所の児童心理司が行う。心理診断は、1検査を行う目的 2検査時の様子 3検査の結果 4所見 で構成されている。 虐待を受けた子どもたちが、その不適切な関わりによって発達や心理にどのような影響を受けたか、その状況について、どのように感じ、どのように受け止めているかを把握することにより、心理学的見地から診断と予後の予測を行い、援助の方針をたてている。 施設入所後の子どもも必要に応じて心理検査を受けることがある（課題となる行動が頻回し、対応を検討するうえでの材料とする場合、小中学校に入学する前に子どもの適性を判断するうえで必要な場合、前回の判定からかなりの年月が経過しており、本人像をあらためて検討する場合の材料とするため等）。 なお、心理診断は、県の個人情報登録簿で個人情報を提供する範囲に児童福祉施設が含まれているが、施設から外部（学校等）への情報提供は認められていない。
心理治療施設	児童福祉法に定められた児童福祉施設で、心理的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を中心に、学校教育との緊密な連携による総合的な治療・支援を行う施設（施設敷地内に学校が併設されている）。 児童心理治療施設が援助の対象としているのは、心理（情緒）的、環境的に不適応を示している子どもとその家族である。施設は、集団生活により子どもの状況の改善を図ること、また、カウンセリングなどによる心理治療を行って、子どもの成長・発達と自立を援助している。

心理療法担当職員 (施設心理士)	虐待等を受けた子どもたちに、遊戯療法やカウンセリングなどの心理療法を実施して、心理的困難の改善や、安心感・安全感の再形成、人間関係の修正等の支援を行っている。また、心理面から支援職員へ助言を行っている。 全国の児童養護施設と施設心理士に対して行った調査では、①個別児童への心理療法 ②コンサルテーション ③生活場面での子どもへの直接的援助 ④職員への心のケアなどが報告されている。
鈴木ビネー検査	鈴木ビネー検査は、鈴木治太郎氏によって開発された知能検査で、ビネー式知能検査を日本向けに改良したもの。幼児から成人までの知能を個別的に把握し、知的障害の診断や適切な教育指導に役立てることを目的としている。
スーパーバイズ (スーパービジョン)	組織の方針に沿って最良のサービスを提供するために、スーパーバイザー（指導する人）がスーパーバイジー（指導を受ける人）に肯定的に関わりながら実施する技術とされ、管理的機能（部下を守る）、教育的機能（知識・技術の伝達）、支持的機能（心理的支援・自己覚知の促進）の三機能が示されている。これらの機能が適切に提供されることで、職員の心身の安定が図られ、子どもや保護者との良好な関係構築が可能となり、業務負担感の軽減や意欲の向上につながる。
精神保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳を取得するための条件は、「何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある」こと、「その精神疾患による初診から6カ月以上が経っている」ことの2つが条件。 1級（他人の援助を受けなければ日常生活が困難と判断された人） 2級（生活を送る中で著しい困難を伴う人） 3級（日常生活は概ね過ごせるが一定の支援が必要な人）
西湘なでしこ会	小田原児童相談所所管の里親（里親、週末家庭里親、里親OB、会の趣旨に賛同する賛助会員で構成される）の会（参加は任意） 会員相互の連絡提携の強化、里親制度の普及ならびに里親開拓を推進し、児童福祉の増進に寄与することを目的としている団体。
措置（入所措置）	児童相談所は、家庭での養育が困難や不相当と認めた場合、又は心身に障がいがあり治療等の必要があると認めた場合は、里親への委託や児童福祉施設への入所の措置を行っている。 公的保護を必要とする子どもは、家庭養育優先の原則から、まず里親委託を考え、困難な場合に施設に措置されることを原則としている。
措置延長	児童養護施設や里親等での児童の養育は満18歳までが基本である（児童福祉法第4条59）が、必要があれば、満20歳に達する日まで措置を延長できる（児童福祉法第31条第2項）。

	厚生労働省は、進学や就職、満 18 歳到達にかかわらず、生活が不安定で継続的な支援が必要な児童等に対しては、18 歳到達までの措置継続及び 18 歳以降の措置延長（以下「措置継続等」という。）を積極的に行うよう児童相談所に求めている。
措置停止	入所措置を継続すべき事由が完全に消滅したわけではなく、近い将来再び措置をとらなければならない場合に行われる措置の一時的中断である。
措置費	児童福祉施設や里親への委託など、公的な措置によって保護された子どもや高齢者などの養育や生活に必要な費用を言う。主に、人件費、管理費、事業費などが含まれる。児童福祉法や老人福祉法などの法律に基づいて、国（1/2）や地方自治体（1/2）が負担する。 人件費：施設の職員の給与や福利厚生費など 管理費：施設の維持管理費、光熱費、水道費など 事業費：食費、教材費、医療費、レクリエーション費など、対象者の養育や生活に必要な費用全般 措置費は 3 か月ごとに概算と精算が行われる。教育費などの証明書や領収書などは 3 か月分まとめて提出する必要があるため、速やかな処理が求められている。
担当者	施設、児童相談所では、当該ケースを担当している職員のことを言う。
地域小規模児童養護施設	児童養護施設の一形態で、6 人以下の少人数で、地域の民間住宅などを活用して家庭的な環境で子どもを養育する施設のことをグループホームと呼ぶことがある。ゆりかご園では、「ようらん」「かえで」をグループホームと呼んでいる。
調整会議 (ゆりかご園)	園長、副園長、主任、副主任を構成員としており、毎月 2 回開催している。主な検討事項は、総括的事項（行事予定等）、管理関係事項、子ども支援関係事項（入退所状況、委員会報告、その他の事項）、その他園の運営上必要な事項。
通所	主に児童が児童相談所へ面接（心理面接等）に行く時に使う表現。
東海大学ウェルフェア	東海大学ボランティアサークル 当園の行事に定期的に参加してくれる。このサークルを機会にグループホームの夜間指導員（非常勤職員）として採用ことが多い。
トラウマ	個人が持っている対処法では対処することができないような圧倒的な体験をすることによって被る心理的ストレス （震災体験など、虐待は慢性的トラウマ）
トラウマインフォームドケア	トラウマに関する知識を基に、トラウマ体験を持つ可能性のある人に対して、より配慮深い関わりをすることを指す。トラウマ体験の有無を問わ

	ず、すべての人にトラウマの影響があるかもしれないという視点を持つことが重要とされている。 (トラウマインフォームドケアの主なポイント) トラウマの知識：トラウマとは何か、どのような影響があるのかを理解する。 配慮：トラウマ体験を持つ可能性のある人々に対して、安全で安心できる環境を提供し、再トラウマ化を避ける。 個別性：個人の経験や状況に合わせた支援を行う。 エンパワメント：支援を受ける人が主体的に回復を進められるよう、力を与える。 セルフケア：支援者自身の心身の健康も大切にする。
28 条（児童福祉法）	保護者が入所措置に同意しない時に児童相談所が児童福祉法第 28 条を根拠に家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所が審判を行うこと。 保護者が児童を虐待したり、監護を怠ったり、その他児童の福祉を著しく害する場合に、都道府県知事（または児童相談所長）が、保護者の同意を得ずに児童を児童福祉施設に入所させるなどの措置を講じるために、家庭裁判所の承認を得ることを定めた条文。
乳児院	保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する児童福祉施設。家庭での養育が困難な乳幼児を、24 時間 365 日体制で保護・養育し、必要に応じて保護者への支援や里親支援なども行っている。原則は、0 歳～2 歳の乳幼児が対象だが、2 歳になると機械的に退所させることはなく退所先が決まるまで在園している。看護師が配置されている。
バイアス（がかる）	先入観や偏見によって、ある対象を偏った視点で見てしまう状態を指す。判断や評価において、公平性や客観性が失われている状況を表す際に使われる。福祉職は経験のみに頼った判断が行われる傾向があるので、留意する必要がある。
パターナリズム	権力を持つ側（例：医師、福祉事業者）が、権力を持たない側（例：患者、利用者）の利益のために、本人の意思を無視して介入・干渉する考え方。福祉分野では、利用者の自己決定を尊重せず、支援者側の判断でサービス提供を行うことを指す。
発達検査	子どもの心身の発達状態を把握するための検査。検査結果は、発達の遅れや凸凹、発達の偏りなどを理解し、適切な支援や療育につなげるための情報源となる。 発達の遅れや偏りの把握：運動、言語、認知、社会性など、様々な側面の発達状況を評価し、年齢相応の発達かどうかを判断する。
発達障害	生まれつきの脳の機能の発達の偏りによって、行動やコミュニケーション、学習などに困難が生じる状態のこと。自閉スペクトラム症（ASD）、

	注意欠如・多動症（ADHD）、学習障害（LD）などが含まれる。これらの特性は、年齢や環境によって現れ方が異なったり、軽減したりすることもある。
早おひる （ゆりかご園）	昼食の用意を11時や11時30分等に早めてほしいことを厨房にお願いすること。児相への通所アポ等が13時の時など朝の連絡会の時までには厨房職員に依頼する。
パーマネンシー	社会的養護においては養育者や生活環境の継続性、永続性という意味で使われ、子どもに安定的なケアを保障する（パーマネンシー保障）という考え方が大切にされるようになった。
非常勤職員	常勤職員よりも短い時間だけ働く職員を指す。例えば、1日8時間、週5日勤務が常勤職員の勤務時間と定義されている場合、それ以外の勤務時間の職員は非常勤となる。
被措置児童等虐待	児童養護施設などに入所している児童や里親に委託されている児童に対する、施設職員や里親等からの虐待のこと。
評価・編集委員会 （ゆりかご園）	ゆりかご園に設置された委員会、内容は自己評価の実施とりまとめに関すること、第三者評価の実施とりまとめに関すること、第三者評価で指摘された事項の改善に関すること、ホームページの開設・更新に関すること、機関誌の企画、編集、刊行に関すること、パンフレットの作成、しおり「入園するみなさんへ」の作成に関すること、その他、評価・編集に関することを担っている。
評議員	一般財団法人や学校法人、社会福祉法人などの組織において、法人の業務を公正に行うための機関である評議員会の構成員。 評議員は、理事や監事の選任・解任、定款の変更、計算書類の承認など、法人の運営に関する重要事項を決定する役割を担う。
プレイセラピー （遊戯療法）	子どもが遊びを通して自分の気持ちや問題を表現し、心の成長を促す心理療法。言葉で表現するのが難しい子供でも、遊びを通して感情を解放し、セラピストとの信頼関係を構築しながら、自己理解を深め、問題を乗り越える力を育むことを目的としている。
フレンドホーム （神奈川県3日里親）	正式名は、神奈川県3日里親（フレンドホーム）という。施設入所中の児童を週末や夏休みなど短期間、里親家庭に迎え入れて家庭生活を体験させてもらう事業。
プロジェクト （ゆりかご園）	ゆりかご園の委員会、先駆的な取り組みや課題について、調査研究を行い、園の運営に反映させることを目的とする委員会。
保育士	児童指導員とともに、保護者に代わって子どもたちの養育を中心となって担う養育の専門職。子どもたちにとって最も身近な存在で、子どもたちに寄り添い生活を支援している。

放課後児童クラブ	保護者が、労働等により昼夜家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っている。
防犯防災委員会 (ゆりかご園)	ゆりかご園の委員会、防災防犯計画の作成に関すること、震災及び津波対策に関すること、消化、通報及び避難訓練に関すること、防災倉庫、園舎及び消防用施設等の維持管理に関すること、その他防災防犯上必要な事項に関することを担っている。
ホスピタリズム	施設障害とも言われ、施設などでの集団生活が長期間に及ぶことで、心身の発達に影響が出る現象（無表情、感情の起伏が激しい、発育の遅れ、免疫力の低下、意欲の低下等）を指す。一方、愛着は、特定の人との間に形成される情緒的な絆のことで、特に母親との愛着がその後の発達に大きな影響を与えると考えられている。ホスピタリズムと愛着は、どちらも発達や心理的な健康に影響を与える重要な概念だが、それぞれ異なる現象を指す。
ホーム会議 (ゆりかご園)	当園は変則勤務のため、ホーム職員全員が集まる機会が少ない。そのため、毎月開催される職員会議や職員研修が実施される日は、朝の連絡会は開催せず、その時間帯を利用して情報共有や改題解決に向けた協議を行っている。なお、構成員は男子棟、女子棟、幼児棟毎にふたつのホームの合同やホーム単位で実施している。
マネジメント	組織の成果を上げるためにヒト・モノ・カネなどの経営資源を効率的、友好的に活用しリスク管理も行いながら、設定した組織の目標やミッション達成を目指すこと。
無外 (無断外出・外泊)	許可を得ず、ルールで決められた範囲を超えての外出や約束した時間に帰園せず、連絡もないため、所在確認ができないこと。日付を超えると無断外泊となる。
めだかサロン	小田原児童相談所管内児童養護施設の里親支援専門相談員が主催する。登録されて1～2年目の里親を対象としている里親サロンで、養育のことなど悩みをもっている里親たちが集まり自由に意見交換を行い交流する場として利用されている。年4回開催
夜間指導員	ようらん、かえで（地域小規模児童養護施設）に配置されている非常勤職員のことを言う。勤務時間は18時から翌朝の8時30分までが勤務時間であり、18:00～22:00、6:30～8:30の間は職員の補助的業務を行い、常勤職員が不在の宿直時間帯は緊急時の電話対応などを行っている。
ゆり庵	小田原児童相談所管内児童養護施設の里親支援専門相談員が主催する里親を対象としたサロンで登録里親全員を対象にしており、養育のことなど

	悩みをもっている里親たちが集まり自由に意見交換を行い交流する場として利用されている。毎月1回程度開催。
ゆりんこ	ゆりかご園が主催して、未就園児童の親子を対象に行っているコミュニティ保育のことを言う。毎月開催しており、ゆりかご園入所児童も一緒に参加している。
ゆりかご園中長期計画	社会福祉法人ゆりかご園が、今後の児童養護施設の運営をはじめとする法人活動をどのように展開していくかをまとめた計画。 計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間の期間となっている。令和7年3月に改定作業が行われた。
養育ブック	神奈川県社会福祉協議会・児童福祉協議会が作成した小冊子 この冊子は、施設・里親・ファミリーホーム・自立援助ホーム・児童相談所・行政機関の職員が執筆しており、実際の養育現場の声が記載されている。研修等でも活用されている。
養父母	養子縁組によって親となった父母のこと。実父母とは別に、法律上の親となる。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会とは、要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される機関であり、児童福祉法により、地方公共団体はその設置に努めることとされている。 この協議会で開催される会議は、代表者会議・実務担当者会議・個別ケース検討会議の三層で構成されている。 小田原市要保護児童対策地域協議会には、代表者会議に園長、実務担当者会議に家庭支援専門相談員（FSW）が構成員になっている。
理事	株式会社における「取締役」のような役割。 社会福祉法人の理事は、法人の業務執行を担う役員で、理事会を構成し、法人の運営に関する重要な意思決定を行う。
リービングケア	施設を退所する前の準備期間に行う支援をリービングケアと言う。退所後は今までの生活とは大きく変わるため、大きな環境の変化にも対応ができるよう、想定できる事を事前に準備していくこと。自立訓練室や職員宿舎で一人暮らしの練習を行う場合もある。
療育手帳	療育手帳の主な取得対象者は、知的障害があり、その状態が続いている18歳未満（未成年）の児童。知的障害は原則として成長発達過程において生じるものとされているため18歳未満で取得することが多いが、18歳以上でも審査によって認定を受けられれば交付対象となる。 障害の段階は、A1（最重度）、A”（重度）B1（中度）、B2（軽度）
レスパイトケア	育児や介護など、誰かのケアを担っている人が、一時的に休息をとれるようにするための支援のことを言う。児童養護施設では、ショートステイなど一時預かり制度がある。

(英字)

AQ (自閉症スペクトラム指数)	自閉スペクトラム症 (高機能自閉症やアスペルガー症候群など) の傾向を測定するための検査。
CBCL	CBCL 検査は、子どもの行動や情緒の問題を評価するためのチェックリスト。正式名称は Child Behavior Checklist で、6 歳から 18 歳までの子供を対象とした「CBCL/6-18」と、1 歳半から 5 歳までの子供を対象とした「CBCL1.5-5」の 2 種類がある。保護者や教師が回答し、子どもの行動を客観的に評価することで、発達障害や情緒障害の診断や支援に役立てられる。 神奈川県では、各施設で年 1 回検査を実施し児童福祉施設協議会がとりまとめている。
F C P	里親を対象とした子育てプログラムで、社会的養護下にある子どもたちが抱える問題、特に虐待の影響に配慮した理解と対応を学ぶことを目的としている。このプログラムは、里親が子どもとの良好な関係を築き、問題行動に対応するための実践的なスキルを習得できるよう、グループワークやロールプレイングを通じて、里親自身が考え、対応できるようになることを目指している。
IQ	知能指数 (英: Intelligence Quotient、IQ) は、入所児童は入所前に児童相談所で検査を受け、その結果は施設にも情報提供される (ケースファイルに添付)。入所後一定の年数が経過し改めて検査をする場合がある。 (生活全般に遅れが認められる場合、小学校入学時に実施する等、また、集団不適應や対人関係の課題等が生じた場合など専門的な支援を行うための材料として検査を実施する場合がある) 基準値は 100 原則として 70 以下は療育手帳に該当する。ただし、IQ が 70 を超えても発達障害が加味されて手帳を取得できる場合がある。
OJT	On-the-Job Training の略で、職場内で実務を通じて行われる教育訓練のこと。上司や先輩社員が、部下や後輩に対して、実際の仕事を通して知識やスキルを教える育成方法。
SV (スーパーバイザー)	福祉分野における SV (スーパーバイザー) とは、経験豊富な専門職が、経験の浅い援助者 (スーパーバイジー) に対して、専門性の向上やより良い援助を行うための指導・助言を行う人のこと。 参考: P11 スーパーバイズ (スーパービジョン)
WISC 検査	「言語理解」「知覚推理」「処理速度」「ワーキングメモリー」の 4 つの指標と IQ (知能指数) を数値化する検査で、その子の「得意な部分と苦手な部分」から「その子にとってより良い支援の手がかりを得る」ことを目的として行う検査。